

## 鍋島地区共同機器利用者会に関する申合せ

(平成17年6月9日総務委員会決定)

(趣旨)

- 1 佐賀大学医学部（鍋島地区）における共同研究関連機器を円滑に利用するため、当該機器の保守管理体制を整備実施する組織として、鍋島地区共同機器利用者会（以下「利用者会」という。）を置く。

(組織)

- 2 利用者会は次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 総務委員会委員のうち1名

(2) 臨床系の教員のうち2名

(3) 基礎系(地域医療科学教育研究センター、先端医学研究推進支援センター及び看護学科を含む)の教員のうち4名

(4) 総合分析実験センター機器分析部門専任教員（鍋島地区）

(5) 医学部所属の総合分析実験センター長若しくは副センター長

上記(1)から(3)の委員は、総務委員会委員長が推薦し、医学部長が指名する。

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

(委員長)

- 3 利用者会に委員長を置き、総務委員会委員から選ばれた委員をもって充てる。

委員長は、必要に応じて利用者会を招集し、議長となる。

(審議事項等)

- 4 利用者会は、総合分析実験センターと協力し、鍋島地区における全ての研究関連共同機器の保守管理及び利用についての問題点を把握し、対策等を審議の上、機器の利用及び保守管理に関する取扱いを定め、必要な広報活動等を行う。

利用者会は、総務委員会の下部組織と位置付け、利用者会での重要審議事項は総務委員会で審議決定し、必要に応じて代議員会若しくは教授会へ報告するものとする。

(委員以外の参加)

- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を利用者会にオブザーバーとして参加させることができる。

(その他)

- 6 この申合せに定めるもののほか、利用者会について必要な事項は、総務委員会で決定する。

## 附 記

この申合せは、平成17年6月9日から実施する。

附 記（平成19年3月8日改正）

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。